

**週刊 鈴木会計 F A X 通信**

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3  
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500  
URL : http://www.szk-accounting.jp

発行日2018年9月18日(火)

今週のことば

**WLTCモード燃費**

車の燃費を示す新基準として、来月以降に国内販売される新型車から表示が義務づけられる。国際的な試験法による測定で、より実態に近い燃費を確認できるように。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/17(月) 先負 敬老の日

18(火) 仏滅

19(水) 大安

20(木) 赤口 彼岸入り、動物愛護週間、自民党総裁選投票

21(金) 先勝 秋の全国交通安全運動(～30日)

22(土) 友引

23(日) 先負 秋分の日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/10(月)	22,373 △66	110.98 ▼0.24
11(火)	22,665 △292	111.53 ▼0.55
12(水)	22,605 ▼60	111.48 △0.05
13(木)	22,821 △216	111.47 △0.01
14(金)	23,095 △274	111.82 ▼0.35

**NISAの非課税期間終了時の選択**

26年からスタートした一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、26年分の非課税期間は今年で終了となります。

## ◆ ロールオーバー又は課税口座に移管を選択

NISA口座内の上場株式等を売却せずに、非課税期間終了後も保有する場合は、非課税期間終了時の時価を取得価額として、①翌年のNISA口座の非課税投資枠に移す(ロールオーバー)、又は②特定口座などの課税口座に移すことを選択できます。

①を選択した場合、引き続き譲渡益・配当等が5年間非課税となりますが、翌年の非課税投資枠120万円を使用するため、ロールオーバーした分だけ新規投資枠が減ります。また、ロールオーバーする上場株式等の時価が120万円を超える場合でも、すべて移すことが可能(上限なし)ですが、その場合は非課税投資枠を使い切るため新規投資できません。

なお、口座を開設している金融機関に対して、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

## ◆ 課税口座に移管する場合の注意点

②を選択した場合、課税口座へ移管後に生じた譲渡益・配当等は課税され、譲渡損失は損益通算や繰越控除が可能となりますが、譲渡損益を計算する際の取得価格は非課税期間終了時の時価となります。

例えば、100万円で購入し、非課税期間終了時に70万円となった投資信託を課税口座へ移管した場合、取得価格は70万円になります。そのため、移管後に値上がりし100万円で売却した場合は、30万円の譲渡益となり課税されることとなります。

なお、移管の際に必要な手続きはありません。

■ この記事の詳細は、情報BOX201535

**来月から健康保険被扶養者の手続きが変更**

10月から「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

扶養認定する際の証明書類として、①戸籍謄(抄)本または住民票、②年間収入が確認できる課税証明書等、③別居の場合は、仕送りの事実と仕送額が確認できる書類、の添付が求められます。

ただし、①は届書に被保険者と被扶養者双方のマイナンバーが記載され、事業主が戸籍謄(抄)本または住民票により続柄を確認した旨を備考欄に記載している場合、②は事業主が所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認した旨を届書に記載している場合、③は16歳未満と学生の場合、書類の添付を省略できます。

**ふるさと納税、返礼割合3割超は対象外に?**

ふるさと納税は、寄附者に対する返礼品の充実などで年々増加していますが、総務省は返礼品について、制度の趣旨に反しないよう各地方団体に求めており、寄附額に対する返礼品の調達費用の割合(返礼割合)を3割以下にすることや、地場産品にすることなどを要請しています。

今年9月1日時点での返礼割合3割超の団体は246団体(全国体の14%)あり、総務省は来年度税制改正で、趣旨に反する団体への寄附をふるさと納税の対象外とする見直しを行う方針です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 一般NISAの非課税期間終了時における選択

### ◆概要

現在一般NISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、平成26年に一般NISA口座で購入をされたものは、平成30年12月末に非課税期間が終了します。

非課税期間終了の前に、以下の①と②のいずれかを選択してください。将来、結果的にどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なります。なお、非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

#### ①翌年の非課税投資枠に移す（『ロールオーバー』といいます）

平成31年1月1日に、平成30年12月の最終営業日の時価により、平成31年分の非課税管理勘定へ移管されます。平成31年の非課税枠を使用し、引き続き5年間は、譲渡益・配当等が非課税となります（損益通算等はできません）。なお、所定の手続きが必要になります。

#### ②課税口座に移管する

平成31年1月1日に、平成30年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。平成31年以降に生じた譲渡益・配当等は課税されます（譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります）。なお、特定口座を一般NISA口座と同一の部店にお持ちの方は、特段の手続きをすることなく、特定口座に移管されます。

※特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、一般口座に移管されます。

### ◆ロールオーバーを選んだ場合の注意点

1. ロールオーバーするには、一般NISA口座を開設している証券会社等に対して、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。
2. ロールオーバーした分だけ平成31年の非課税枠で新規投資できる額は少なくなります。
  - ・平成31年の非課税枠120万円に満たない分は新規投資ができます。例えば、平成26年に100万円で購入し、平成30年12月末の時価が90万円の上場株式等をロールオーバーする場合、30万円分は新規投資ができます。
  - ・平成31年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、新規投資はできません。例えば、平成26年に100万円で購入し、平成30年12月末の時価が150万円の上場株式等をロールオーバーする場合、非課税枠（120万円）の超過分30万円を含め150万円全額をロールオーバーできますが、新規投資はできません。
3. 異なる証券会社等の一般NISA口座にロールオーバーすることはできません。
  - ・一般NISA口座を利用する証券会社等を変更している場合には、金融機関変更手続きを行い、平成26年に利用した証券会社等に平成31年の新たな一般NISA口座を設定してください。
4. 一般NISA口座からつみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。
5. 証券会社によって一般NISA口座における平成30年12月末の取引が制限されることがあります。
  - ・平成31年にロールオーバーする価額により、平成30年末の年跨ぎの受渡しとなる購入分が平成31年に設定される新たな一般NISA口座に受け入れられなくなることを防止するためです。
6. 一般NISA口座と他の口座との損益通算等はできません。

### ◆「課税口座」を選んだ場合の注意点

平成30年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税されます（損益通算等ができます）。

例えば、平成26年に100万円で購入し、平成30年12月末の時価が150万円となった投資信託を課税口座へ移管し、その後200万円売却した場合、譲渡損益は平成30年12月末の時価を取得価額（150万円）として計算するため、譲渡益50万円（200万円－150万円）に対して課税されます。

また、課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

例えば、平成26年に100万円で購入し、平成30年12月末の時価が70万円となった投資信託を課税口座へ移管し、その後100万円売却した場合、譲渡損益は平成30年12月末の時価を取得価額（70万円）として計算するため、譲渡益30万円（100万円－70万円）に対して課税されます。